（証券コード：9504）
平成27年６月４日

株 主 各 位

広島市中区小町４番33号
**中国電力株式会社**
取締役社長　苅 田 知 英

# 第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお，当日ご出席願えない場合は，**同封の議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができます**ので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**平成27年６月24日（水曜日）午後５時20分までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

また，議決権行使の方法につきましては，後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

**１．日　　時**　　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
**２．場　　所**　　広島市中区小町４番33号　当社本店

◎　本年から「招集ご通知」と「招集ご通知に添付すべき事業報告，連結計算書類，計算書類，会計監査人の監査報告および監査役会の監査報告」とを合冊し，一冊としております。

◎　当日は，節電への取り組みとして冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご来場くださいますようお願い申しあげます。

なお，当社役員および係員につきましても，軽装（クールビズ）とさせていただきますので，ご了承くださいますようお願い申しあげます。

**3．目的事項**

**報告事項**　　平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**

**＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　取締役15名選任の件

**第３号議案**　監査役１名選任の件

**＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞**

**第４号議案**　定款一部変更の件（１）

**第５号議案**　定款一部変更の件（２）

**第６号議案**　定款一部変更の件（３）

**第７号議案**　定款一部変更の件（４）

**第８号議案**　定款一部変更の件（５）

上記各号議案の内容等は，34ページ以降の「株主総会参考書類」に記載してあります。

◎　招集ご通知に添付すべき事業報告，連結計算書類，計算書類，会計監査人の監査報告および監査役会の監査報告は，４ページから33ページに記載のとおりであります。ただし，連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」については，法令および定款第17条の規定に基づき，下記の当社ホームページに掲載しておりますので，本書には記載しておりません。

なお，「連結注記表」および「個別注記表」につきましては，会計監査人および監査役がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類等の記載内容について，株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には，下記の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ：http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

# 議決権行使のご案内

◎　当日ご出席の場合は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　当日ご出席願えない場合は，お手数ながら次のいずれかにより，**平成27年６月24日（水曜日）午後５時20分までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

**≪書面により議決権を行使される場合≫**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき，上記行使期限までに到着するようご返送ください。
なお，議決権行使書用紙の記載面保護シールを同封しておりますので，ご利用ください。

**≪インターネット等により議決権を行使される場合≫**

パソコンまたは携帯電話から，議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき，同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり，画面の案内に従って上記行使期限までに賛否をご入力ください。

また，株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは，当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご利用上の注意点について

1．書面とインターネット等により，二重に議決権を行使された場合は，インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2．インターネット等により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。
4．携帯電話から議決権行使される場合について，セキュリティ確保のため，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種にのみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】**
三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120-652-031（午前９時～午後９時）

◎　代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

以　上

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

## １．中国電力グループの現況に関する事項

### ⑴　事業の経過およびその成果

平成26年度におけるわが国の経済情勢をみますと，設備投資や雇用環境は改善したものの，消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により，個人消費や住宅投資が落ち込んだほか，生産活動の回復が遅れるなど，景気は弱めの動きとなりました。当中国地方においても，ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で，当年度の連結収支につきましては，収益面では，販売電力量が減少したものの，燃料費調整制度の影響などにより電気料金収入が増加したことに加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく交付金が増加したことなどから，売上高（営業収益）は１兆2,996億円と前年度に比べ435億円の増収となりました。

費用面では，再生可能エネルギー買取費用の増加はあったものの，為替の円安の影響を上回る燃料価格の低下や販売電力量の減および石炭・ＬＮＧ利用の増加などにより原料費が減少したことに加え，人件費や修繕費の低減など経営全般にわたる効率化に努めた結果，営業費用は１兆2,282億円と前年度に比べ187億円の減少となりました。

この結果，営業利益は713億円と前年度に比べ623億円の増加となりました。これに支払利息など営業外損益を加えた経常利益は587億円と前年度に比べ624億円の増益となりました。当期純利益は，渇水準備金および原子力発電工事償却準備金を引き当て，法人税などを控除した結果，338億円となり，前年度に比べ432億円の増加となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）につきましては，次のとおりとなりました。

**〔電気事業〕**

当年度の販売電力量は，前年度に比べ1.9％減の578.7億kWhとなりました。この内訳をみますと，自由化対象以外の需要（低圧需要）は，夏季の気温が前年に比べて低めに推移したことによる冷房需要の減少などから，前年度に比べ4.1％減の204.2億kWhとなりました。また，自由化の対象である特定規模需要（特別高圧・高圧需要）は，化学や機械などの産業用大口電力が増加したものの，夏季の低気温影響などにより業務用電力が減少したことから，前年度に比べ0.7％減の374.5億kWhとなりました。

売上高は，販売電力量が減少したものの，燃料費調整制度の影響などにより電気料金収入が増加したことに加え，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく交付金が増加したことなどから，１兆1,708億円と前年度に比べ390億円の増収となりました。

営業費用は，再生可能エネルギー買取費用の増加はあったものの，為替の円安の影響を上回る燃料価格の低下や販売電力量の減および石炭・ＬＮＧ利用の増加などにより原料費が減少したことに加え，人件費や修繕費の低減など経営全般にわたる効率化に努めた結果，１兆1,110億円と前年度に比べ244億円の減少となりました。

この結果，営業利益は597億円と前年度に比べ634億円の増益となりました。

**〔総合エネルギー供給事業〕**

売上高は，ＬＮＧ販売事業の売上が増加したことなどから，583億円と前年度に比べ5億円の増収となりました。

営業費用は，為替の円安等による仕入単価の上昇などから，569億円と前年度に比べ10億円の増加となりました。

この結果，営業利益は14億円と前年度に比べ４億円の減益となりました。

**〔情報通信事業〕**

売上高は，情報関係事業収入の減少はあったものの，法人向けの電気通信関係事業収入などが増加したことから，391億円と前年度に比べ２億円の増収となりました。

営業費用は，減価償却費の増加などから，330億円と前年度に比べ10億円の増加となりました。

この結果，営業利益は61億円と前年度に比べ８億円の減益となりました。

**〔その他の事業〕**

（環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート ほか）

売上高は，1,366億円と前年度に比べ31億円の増収となりました。

営業費用は，1,315億円と前年度に比べ24億円の増加となりました。

この結果，営業利益は50億円と前年度に比べ７億円の増益となりました。

| 事業区分 | 売上高（億円） | 営業費用（億円） | 営業利益（億円） |
|---|---|---|---|
| 電気事業 | 11,708 | 11,110 | 597 |
| 総合エネルギー供給事業 | 583 | 569 | 14 |
| 情報通信事業 | 391 | 330 | 61 |
| その他の事業 | 1,366 | 1,315 | 50 |
| 内部取引消去 | △ 1,052 | △ 1,042 | △ 9 |
| 合計 | 12,996 | 12,282 | 713 |

**⑵ 対処すべき課題**

当社グループにおいては，島根原子力発電所の運転停止が長期化している中，業務全般にわたる経営効率化に取り組むことで，収支および財務体質の悪化抑制に努めてまいりました。燃料価格の下落等もあり，当年度の連結収支は黒字を確保できましたが，抜本的な収支の改善・経営の安定化に不可欠な原子力発電所の稼働は依然見通しが立っておらず，引き続き厳しい状況に変わりはありません。

また，電力システム改革に関して，平成28年から小売全面自由化が実施されることとなっており，加えて法的分離による発送電分離の実施に向けた改正電気事業法案が国会に提出され，審議が行われております。

一方，国のエネルギー政策については，昨年４月にエネルギー基本計画が閣議決定され，原子力発電をエネルギー需給構造の安定性に寄与する「重要なベースロード電源」と位置付けるとともに，再生可能エネルギーの導入を加速する方向性が提示されました。本年４月には，こうした各エネルギー源の位置付け等を踏まえたエネルギーミックスについて，国の審議会で原案が示されたところです。

当社グループといたしましては，こうした事業環境の大きな変化に対応しつつ，収支の改善・財務体質の悪化抑制，さらには中長期的な利益の拡大と成長の実現に向け，以下の諸課題に取り組んでまいります。

**【島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向けた取り組み】**

原子力発電所の事故を決して起こしてはならないという確固たる決意のもと，原子力規制委員会が策定した新規制基準に確実に対応するとともに，世界最高水準の安全性を不断に追求し，みなさまに安心していただける原子力発電所を目指してまいります。

具体的には，島根原子力発電所の安全確保に向け，昨年10月には大規模地震に備えた免震重要棟の設置を完了いたしました。今後は，万一の事故時も放射性物質の外部への放出量を大幅に低減できるフィルタ付ベント設備や航空機衝突その他のテロ行為による重大事故等に対処するための特定重大事故等対処施設の設置などに引き続き取り組んでまいります。また，本年３月には，免震重要棟を使用して，緊急時対応総合訓練を実施いたしました。今後も，社員の危機管理に対する意識を高め，緊急時の対応能力を向上させる訓練・教育などを引き続き実施してまいります。

島根２号機については，昨年１月から原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査が進められており，当社も適切に対応してまいります。また，島根３号機についても申請に向けて準備を進めてまいります。

当社グループは，引き続き安全性を一層高める取り組みを積み重ね，地域のみなさまのご理解を得ながら島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

なお，島根１号機については，今後の電力需要や供給力，原子力を取り巻く事業環境等も踏まえて総合的に勘案した結果，本年４月30日をもって廃止いたしました。今後，安全確保を最優先に，廃止措置に責任をもって取り組んでまいります。

**【徹底した経営効率化の取り組み】**

当社グループは，島根原子力発電所の運転停止が続く中，収支の改善・財務体質の悪化抑制を図るため，引き続き経営効率化の取り組みを一層強化してまいります。

具体的には，請負・資機材等の調達コストの低減に向け，多様な発注方式を効果的に運用していくとともに，新たな取引先を開拓することで競争発注の拡大を図ってまいります。また，燃料費の削減に向け，これまで実施してきた調達先や調達時期，契約形態等の多様化の取り組みを一層推進し，需要変動や価格動向に柔軟に対応した調達などにも取り組んでまいります。

こうした取り組みに加えて，今後の事業環境の変化を見据え，恒常的なコスト削減につながるよう，業務の進め方を抜本的に見直してまいります。

**【安定供給確保に向けた取り組み】**

将来にわたって安定供給を確保していくため，中長期的な展望に立った設備の形成・信頼度維持などに取り組んでまいります。

資源の乏しいわが国において，低廉で安定した電力を供給していくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが重要です。とりわけ，原子力発電については，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも，一定比率を維持していく必要があります。

当社としても，より一層安全性に優れた新規原子力発電所の開発を計画的に進めていくことが重要であると考えております。島根１号機の廃止を考慮すると，島根３号機の早期運転開始はもとより，新規原子力である上関原子力発電所の開発はこれまで以上に重要な経営課題であり，早期に着手できるよう，引き続き取り組んでまいります。

火力発電に関しても，経年化が進む既設火力発電所の代替として，三隅発電所２号機の発電出力を増強し，開発時期を前倒しすることといたしました。

また，トラブルの未然防止や災害への備えのため，設備の計画的かつ確実な点検・補修，更新工事など将来にわたる電力の安定供給確保に取り組むとともに，石炭火力の高効率化・クリーン化に資する技術開発など環境性・効率性の向上に資する設備形成や，太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及拡大についても取り組んでまいります。

さらに，業務品質の維持・向上に向け，実践的な訓練や点検作業を通じ，グループの保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

**【電力の小売全面自由化に向けた取り組み】**

平成28年には電力の小売全面自由化が実施されます。当社グループとしては，事業基盤である中国地域のお客さまに引き続き選択いただけるよう，可能な限り現行の電気料金水準を維持していくとともに，お客さまの様々なニーズに沿った料金メニューやサービスの充実などに積極的に取り組んでまいります。

その上で，さらなる利益の獲得を目指し，当社グループの強みが活かせる分野に挑戦してまいります。これまで，他企業とのアライアンスによるバイオマス・石炭混焼発電所の開発に加え，グループ企業の電力小売事業への参入などを表明しているところですが，今後もリスクを見極め，時期を逸することなく，中国地域外や海外での成長事業の育成・拡大に取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は今後も大きく変化していくことが見込まれますが，コンプライアンス最優先の業務運営を基本としながら，「地域で選ばれ，地域をこえて成長する企業グループ」を目指して取り組んでいくことで，株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

### ⑶ 設備投資の状況

**①設備投資額**

| 事業区分 | 金額（億円） |
|---|---|
| 電気事業 | 1,462 |
| 総合エネルギー供給事業 | 8 |
| 情報通信事業 | 126 |
| その他の事業 | 190 |
| 内部取引消去等 | △ 36 |
| 合計 | 1,750 |

**②完成した主な設備および工事中の主な設備**（平成27年３月31日現在）

**ａ．発電設備**

| 区分 | 名称 | 出力（万kW） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 完成 | （火力）<br>玉島発電所１号機（燃料転換） | 35.0 | （燃料転換）石油→石油・ＬＮＧ |
| | （太陽光）<br>宇部太陽光発電所 | 0.3 | |
| 工事中 | （原子力）<br>島根原子力発電所３号機 | 137.3 | |
| | （水力）<br>芸北発電所 | 0.043 | |

**ｂ．送電設備**

| 区分 | 名称 | 電圧（万Ｖ） | こう長（km） |
|---|---|---|---|
| 工事中 | 井原連絡線（新設） | 22 | 19 |

### ⑷ 資金調達の状況

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **①社債** | 発行額 | 1,700億円 | 償還額 | 1,400億円 |
| **②借入金** | 借入額 | 3,713億円 | 返済額 | 2,707億円 |
| **③コマーシャル・ペーパー** | 発行額 | 180億円 | 償還額 | 260億円 |

（注）上記①の社債発行額には，平成27年２月12日開催の取締役会決議に基づき発行したユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（総額1,000億円）を含んでおります。

### ⑸ 財産および損益の状況

| 区　　分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度（当年度） |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（億円） | 11,813 | 11,997 | 12,560 | 12,996 |
| 経常利益（億円） | 298 | △ 287 | △ 36 | 587 |
| 当期純利益（億円） | 24 | △ 219 | △ 93 | 338 |
| 1株当たりの当期純利益（円） | 6.86 | △ 60.52 | △ 25.88 | 93.38 |
| 総資産（億円） | 28,871 | 28,993 | 29,480 | 31,062 |

### ⑹ 主要な事業内容 （平成27年3月31日現在）

| 事業区分 | 主要な製品・事業活動 |
|---|---|
| 電気事業 | 電力供給 |
| 総合エネルギー供給事業 | 燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業 |
| 情報通信事業 | 電気通信事業，情報処理事業 |
| その他の事業 | 環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート　ほか |

### (7) 重要な子会社の状況 (平成27年３月31日現在)

| 会　　社　　名 | 資本金(百万円) | 当社の持株比率(%) | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | 6,000 | 100.0 | 電気通信事業，情報処理事業 |
| 株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス | 4,653 | 100.0 | 燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業 |
| 株式会社エネルギア・ビジネスサービス | 490 | 100.0 | 経理・労務業務等代行業，グループ内金融業 |
| 株式会社エネルギア不動産 | 295 | 100.0 | 住宅販売・賃貸事業 |
| 中電プラント株式会社 | 200 | 100.0 | 電力設備工事業 |
| 中国電機製造株式会社 | 150 | 100.0 | 電気機械器具製造業 |
| 中国企業株式会社 | 104 | 100.0 | 不動産管理・リース業 |
| 中電工業株式会社 | 77 | 100.0 | 建築・塗装工事業 |
| 中電環境テクノス株式会社 | 50 | 100.0 | 発電所諸装置運転・管理業 |
| 中国計器工業株式会社 | 30 | 100.0 | 電力量計組立・修理・調整業 |
| 中電技術コンサルタント株式会社 | 100 | 80.0 | 建設コンサルタント業 |
| 株式会社小月製鋼所 | 50 | 80.0 | 鋳鋼品製造業 |
| 株式会社エネルギア・ライフ&アクセス | 65 | 77.7 | 電気給湯機等販売・リース業 |
| テンパール工業株式会社 | 150 | 56.0 | 電気機械器具製造業 |
| 産興株式会社 | 30 | 46.7 | 印刷・広告業 |
| 中国高圧コンクリート工業株式会社 | 150 | 44.5 | コンクリート製品製造業 |
| Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.<br>(中国電力･オーストラリア･リソーシズ社) | 百万豪ドル<br>60 | 100.0 | エネルギー資源の探査・開発・生産業 |

(注) 1．平成26年７月29日付で，Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）を設立いたしました。
2．平成27年７月１日を目途に，中国電機製造株式会社の株式の60%を株式会社ダイヘンに譲渡することといたしております。
3．中国企業株式会社と株式会社エネルギア不動産は，平成27年10月１日を目途に合併することといたしております。

当社の連結子会社は上記の会社を含め21社，持分法適用会社は12社であります。

⑻ **主要な事業所** **(平成27年３月31日現在)**

**①当社の主要な事業所**

**a．本店**(広島県広島市)

**b．支社** 鳥取(鳥取県鳥取市)，島根(島根県松江市)，岡山(岡山県岡山市)，山口(山口県山口市)，東京(東京都千代田区)

**c．営業所**

| 営業所名 | 所在県名 |
|---|---|
| 鳥取，倉吉，米子 | 鳥取県 |
| 隠岐，松江，出雲，浜田，益田 | 島根県 |
| 小豆島 | 香川県 |
| 岡山東，津山，岡山，倉敷，高梁 | 岡山県 |
| 福山，尾道，三次，東広島，呉，矢野，広島北，広島，廿日市 | 広島県 |
| 岩国，柳井，周南，山口，萩，宇部，下関 | 山口県 |

**d．主要な発電所**

| 区分 | 発電所名(所在県名) |
|---|---|
| 水力<br>(出力３万kW以上) | 俣野川(鳥取県)，潮(島根県)，新成羽川(岡山県)，可部，南原，滝山川(以上広島県) |
| 火力<br>(出力20万kW以上) | 三隅(島根県)，水島，玉島(以上岡山県)，大崎(広島県)，岩国，柳井，下松，新小野田，下関(以上山口県) |
| 原子力 | 島根原子力(島根県) |
| 太陽光 | 福山太陽光(広島県)，宇部太陽光(山口県) |

**②重要な子会社の主要な事業所**

| 会　　社　　名 | 本　店　所　在　地 |
|---|---|
| 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | 広島県広島市 |
| 株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス | |
| 株式会社エネルギア・ビジネスサービス | |
| 株式会社エネルギア不動産 | |
| 中電プラント株式会社 | |
| 中国電機製造株式会社 | |
| 中国企業株式会社 | |
| 中電工業株式会社 | |
| 中電環境テクノス株式会社 | |
| 中国計器工業株式会社 | 広島県安芸郡府中町 |
| 中電技術コンサルタント株式会社 | 広島県広島市 |
| 株式会社小月製鋼所 | 山口県下関市 |
| 株式会社エネルギア・ライフ＆アクセス | 広島県広島市 |
| テンパール工業株式会社 | |
| 産興株式会社 | |
| 中国高圧コンクリート工業株式会社 | |
| Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.<br>（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社） | オーストラリア |

### ⑼ 従業員の状況 (平成27年３月31日現在)

| 事業区分 | 従業員数（名） | 前年度末比増減（名） |
|---|---|---|
| 電気事業 | 8,917 | 30減 |
| 総合エネルギー供給事業 | 130 | 6増 |
| 情報通信事業 | 868 | 7増 |
| その他の事業 | 4,234 | 50減 |
| 合計 | 14,149 | 67減 |

（注）従業員数は，就業人員数を記載しております。

### ⑽ 主要な借入先 (平成27年３月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高（億円） |
|---|---|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 2,375 |
| 株式会社みずほ銀行 | 880 |
| 日本生命保険相互会社 | 865 |
| 株式会社広島銀行 | 650 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 610 |

## 2．当社の株式に関する事項 (平成27年３月31日現在)

(1) **発行可能株式総数**　10億株

(2) **発行済株式の総数**　３億7,105万5,259株

(3) **株主数**　128,485名

(4) **大株主**

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 山口県 | 34,005 | 9.4 |
| 日本生命保険相互会社 | 18,518 | 5.1 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 16,933 | 4.7 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 11,879 | 3.3 |
| 株式会社みずほ銀行 | 8,235 | 2.3 |
| 中国電力株式投資会 | 7,178 | 2.0 |
| 株式会社広島銀行 | 5,842 | 1.6 |
| 株式会社山陰合同銀行 | 5,547 | 1.5 |
| 高知信用金庫 | 5,101 | 1.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 4,986 | 1.4 |

（注）持株比率は，発行済株式の総数から自己株式8,396,370株を控除して計算しております。

## ３．当社の新株予約権等に関する事項（平成27年３月31日現在）

当社は，平成27年２月12日開催の取締役会決議に基づきユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

**ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要**

| 名称 | 2018年満期 ユーロ円建<br>転換社債型新株予約権付社債 | 2020年満期 ユーロ円建<br>転換社債型新株予約権付社債 |
|---|---|---|
| 社債の総額 | 500億円 | 500億円 |
| 新株予約権の数 | 5,000個 | 5,000個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。 | 本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 転換価額 | 2,111円 | 1,993円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年(2015年)３月16日から<br>平成30年(2018年)３月９日まで | 平成27年(2015年)３月16日から<br>平成32年(2020年)３月11日まで |
| 社債の残高 | 500億円 | 500億円 |

## ４．当社の役員に関する事項

### ⑴　取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

| 氏　　名 | 地　位 | 担当，重要な兼職の状況等 |
|---|---|---|
| ＊山　下　　隆 | 取締役会長 | 中国経済連合会会長 |
| ＊苅　田　知　英 | 取締役社長 | |
| ＊清　水　希　茂 | 取締役副社長 | 電源事業本部長 |
| ＊小　野　雅　樹 | 取締役副社長 | 人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 |
| ＊信　末　一　之 | 取締役副社長 | お客さまサービス本部長，株式会社中電工社外監査役 |
| 迫　谷　　章 | 常務取締役 | 電源事業本部副本部長，上関原子力立地プロジェクト長 |
| 古　林　行　雄 | 常務取締役 | 電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長 |
| 渡　部　伸　夫 | 常務取締役 | 電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部副本部長，島根支社長 |
| 小　川　司　徳 | 常務取締役 | 人材活性化部門長 |
| 松　村　秀　雄 | 常務取締役 | コンプライアンス推進部門長，管財部門長，広島ガス株式会社社外取締役 |
| 平　野　正　樹 | 常務取締役 | 環境部門長，情報通信部門長，エネルギア総合研究所長 |
| 森　前　茂　彦 | 常務取締役 | 経営企画部門長，広報部門長 |
| 畝　川　　寛 | 常務取締役 | グループ経営推進部門長 |
| 松　岡　秀　夫 | 常務取締役 | 流通事業本部長 |
| 田　村　浩　章 | 取　締　役 | 宇部興産株式会社相談役，山口県経営者協会会長，株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役 |
| 井　上　一　男 | 常任監査役 | （常勤） |
| 為　汲　一　彦 | 監　査　役 | （常勤） |
| 渡　辺　一　秀 | 監　査　役 | マツダ株式会社相談役 |
| 佐　藤　正　夫 | 監　査　役 | |
| 野曽原　悦　子 | 監　査　役 | 弁護士 |

（注）１．＊印は代表取締役であります。
２．当年度中の取締役・監査役の異動（平成26年６月26日異動）
⑴　第90回定時株主総会において，畝川寛・松岡秀夫の２名は取締役に，為汲一彦は監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。
⑵　信末一之は取締役副社長に，畝川寛・松岡秀夫の２名は常務取締役に，井上一男は常任監査役にそれぞれ就任いたしました。
⑶　取締役副社長小畑博文・熊谷鋭の２名は，任期満了により取締役を退任いたしました。
⑷　常任監査役岩崎恭久は，第90回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
３．取締役のうち田村浩章は，社外取締役であります。当社は，株式会社山口フィナンシャルグループのグループ銀行との間に資金借入等の取引関係があります。
４．監査役のうち渡辺一秀・佐藤正夫・野曽原悦子の３名は，社外監査役であります。
５．社外取締役田村浩章および社外監査役渡辺一秀・佐藤正夫・野曽原悦子の４名につきましては，東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
６．常任監査役井上一男は長年にわたり当社経理部門に在籍し，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

### ⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 人　　数 | 報 酬 等 の 額 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 17名 | 558百万円 |
| 監　査　役 | 6名 | 97百万円 |
| 合　　計 | 23名 | 656百万円 |

（注）1．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
⑴ 月額報酬総額　取締役　月額 55百万円以内
監査役　月額 15百万円以内
⑵ 賞与総額　取締役　年額140百万円以内
なお，当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
2．上記のうち，社外役員４名に対する報酬等の額は40百万円であります。

### ⑶ 社外役員の主な活動状況等

#### ①主な活動状況

| 氏　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|
| 取締役<br>田村　浩章 | 当年度開催の取締役会14回のうち13回に出席したほか，その他重要な会議に出席しております。経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役<br>渡辺　一秀 | 当年度開催の取締役会14回のうち13回に，また，監査役会16回のうち15回に出席したほか，その他重要な会議に出席しております。経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役<br>佐藤　正夫 | 当年度開催の取締役会14回すべてに，また，監査役会16回すべてに出席したほか，危機に対する対応方針などを協議するリスク戦略会議等の重要な会議に出席しております。リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役<br>野曽原悦子 | 当年度開催の取締役会14回すべてに，また，監査役会16回すべてに出席したほか，その他重要な会議に出席しております。弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。 |

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社は，社外役員との間に，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

## ５．当社の会計監査人に関する事項

### ⑴　会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

### ⑵　会計監査人の報酬等の額

| | |
|---|---|
| ①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 80百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 113百万円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査報酬額と，金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず，実質的にも区分できないため，①の金額には，これらの合計額を記載しております。
２．当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）は，当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### ⑶　非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である送配電部門収支計算書に関する手続業務等を委託し，その対価を支払っております。

### ⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は，会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合，会計監査人を解任いたします。

また，会計監査人の適格性，独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合，または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には，監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い，会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容は監査役会が決定することとなりました。

## 6．業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，中国電力グループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

**1．当社の取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

⑴ 取締役会は通常月１回開催し，経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，業務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて業務執行の状況について，取締役会への報告を求める。

⑵ 代表取締役を構成員とする経営会議を原則として毎週開催し，取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議したうえで決定する。

⑶ 執行役員制度を採用して，取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図る。

⑷ 中国電力グループのＣＳＲ行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。

⑸ 取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役および使用人に対する教育等を行う。

⑹ 法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。

⑺ 各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。

⑻ 財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。

⑼ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。

⑽ 業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

**2．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

⑴ リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

⑵ リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。

⑶ 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

**3．当社の取締役の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

**4．当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

⑴ 経営の方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。

⑵ 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

**5．企業集団における業務の適正を確保するための体制**

⑴ グループ企業の取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。

ｂ．グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

ｃ．当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。

ｄ．当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

⑵ グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

⑶ グループ企業の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ａ．グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。

ｂ．上記ａ．以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

**6．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

取締役の指揮命令外の組織として，監査役の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査役の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査役会の同意を得たうえで行う。

**7．当社の監査役への報告に関する体制**

⑴ 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ａ．取締役会をはじめ，経営会議・企業倫理委員会等の重要会議には監査役の出席を求めるほか，取締役および使用人は監査役へ定期的に職務執行報告を行う。

ｂ．取締役および使用人は，監査役会と協議のうえ定めた報告基準に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には，監査役に対し速やかに報告を行う。

⑵ グループ企業の取締役，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ企業の取締役の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役および使用人は，遅滞なく当社の監査役に報告を行う。

⑶ 当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

**8．当社の監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務執行のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査役の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

**9．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

⑴ 代表取締役は，監査役との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。

⑵ 取締役および使用人は，監査役から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査役に内部監査結果を適宜情報提供するなど，監査の実効性を高めるよう協力する。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

（注）上記基本方針は，平成27年４月28日開催の取締役会において一部修正決議したものであります。
主な修正内容は，グループ内部統制に関する事項および監査を支える体制等の整備に関する事項の明確化であります。

# 連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **固定資産** | **2,674,535** | **固定負債** | **1,906,979** |
| **電気事業固定資産** | **1,338,551** | 社債 | 899,991 |
| 水力発電設備 | 124,934 | 長期借入金 | 777,371 |
| 汽力発電設備 | 188,714 | 使用済燃料再処理等引当金 | 62,759 |
| 原子力発電設備 | 75,307 | 使用済燃料再処理等準備引当金 | 7,463 |
| 送電設備 | 330,983 | 退職給付に係る負債 | 67,039 |
| 変電設備 | 143,541 | 資産除去債務 | 73,972 |
| 配電設備 | 364,955 | その他の固定負債 | 18,381 |
| 業務設備 | 82,672 | | |
| 休止設備 | 22,712 | **流動負債** | **500,494** |
| その他の電気事業固定資産 | 4,730 | １年以内に期限到来の固定負債 | 216,156 |
| **その他の固定資産** | **120,066** | 短期借入金 | 69,155 |
| **固定資産仮勘定** | **658,049** | 支払手形及び買掛金 | 61,005 |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定 | 639,963 | 未払税金 | 21,964 |
| 原子力廃止関連仮勘定 | 18,086 | その他の流動負債 | 132,213 |
| **核燃料** | **186,577** | | |
| 装荷核燃料及び加工中等核燃料 | 186,577 | **引当金** | **73,926** |
| **投資その他の資産** | **371,290** | 渇水準備引当金 | 934 |
| 長期投資 | 93,409 | 原子力発電工事償却準備引当金 | 72,991 |
| 使用済燃料再処理等積立金 | 50,225 | | |
| 退職給付に係る資産 | 48,915 | **負債合計** | **2,481,400** |
| 繰延税金資産 | 59,012 | | |
| その他の投資等 | 119,904 | | |
| 貸倒引当金（貸方） | △ 177 | **株主資本** | **572,729** |
| | | **資本金** | **185,527** |
| | | **資本剰余金** | **17,270** |
| | | **利益剰余金** | **384,864** |
| **流動資産** | **431,740** | **自己株式** | **△ 14,932** |
| 現金及び預金 | 138,864 | **その他の包括利益累計額** | **47,158** |
| 受取手形及び売掛金 | 97,319 | **その他有価証券評価差額金** | **29,382** |
| 短期投資 | 83,000 | **繰延ヘッジ損益** | **△ 169** |
| たな卸資産 | 70,651 | **為替換算調整勘定** | **174** |
| 繰延税金資産 | 11,248 | **退職給付に係る調整累計額** | **17,771** |
| その他の流動資産 | 31,264 | **少数株主持分** | **4,987** |
| 貸倒引当金（貸方） | △ 607 | | |
| | | **純資産合計** | **624,875** |
| **合計** | **3,106,275** | **合計** | **3,106,275** |

# 連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **営業費用** | **1,228,282** | **営業収益** | **1,299,624** |
| 電気事業営業費用 | 1,103,941 | 電気事業営業収益 | 1,167,729 |
| その他事業営業費用 | 124,341 | その他事業営業収益 | 131,894 |
| 営業利益 | (71,341) | | |
| **営業外費用** | **29,005** | **営業外収益** | **16,462** |
| 支払利息 | 22,915 | 受取配当金 | 1,167 |
| その他の営業外費用 | 6,089 | 受取利息 | 1,264 |
| | | 持分法による投資利益 | 5,751 |
| | | その他の営業外収益 | 8,279 |
| **当期経常費用合計** | **1,257,288** | **当期経常収益合計** | **1,316,087** |
| **当期経常利益** | **58,798** | | |
| **渇水準備金引当又は取崩し** | **566** | | |
| 渇水準備金引当 | 566 | | |
| **原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し** | **1,882** | | |
| 原子力発電工事償却準備金引当 | 1,882 | | |
| **税金等調整前当期純利益** | **56,349** | | |
| **法人税等** | **22,329** | | |
| 法人税等 | 4,465 | | |
| 法人税等調整額 | 17,863 | | |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | **34,020** | | |
| **少数株主利益** | **167** | | |
| **当期純利益** | **33,852** | | |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | | | 少数株主持分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 185,527 | 17,250 | 378,831 | △14,585 | 567,023 | 19,547 | △ 63 | △ 23 | 15,196 | 4,802 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △ 9,377 | | △ 9,377 | | | | | 3 |
| 会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高 | 185,527 | 17,250 | 369,454 | △14,585 | 557,646 | 19,547 | △ 63 | △ 23 | 15,196 | 4,806 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △18,128 | | △18,128 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 33,852 | | 33,852 | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | △ 350 | △ 350 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | △ 0 | | 2 | 2 | | | | | |
| 持分法の適用範囲の変動 | | | △ 313 | | △ 313 | | | | | |
| その他 | | 19 | | 1 | 20 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | | 9,834 | △ 106 | 197 | 2,575 | 181 |
| 当連結会計年度変動額合計 | － | 19 | 15,409 | △ 346 | 15,082 | 9,834 | △ 106 | 197 | 2,575 | 181 |
| 当連結会計年度末残高 | 185,527 | 17,270 | 384,864 | △14,932 | 572,729 | 29,382 | △ 169 | 174 | 17,771 | 4,987 |

（注）その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

# 貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **固定資産** | **2,491,339** | **固定負債** | **1,867,946** |
| **電気事業固定資産** | **1,375,990** | 社債 | 899,991 |
| 水力発電設備 | 126,353 | 長期借入金 | 751,386 |
| 汽力発電設備 | 190,265 | 長期未払債務 | 7,411 |
| 原子力発電設備 | 76,323 | 関係会社長期債務 | 5,640 |
| 内燃力発電設備 | 2,083 | 退職給付引当金 | 55,813 |
| 新エネルギー等発電設備 | 2,277 | 使用済燃料再処理等引当金 | 62,759 |
| 送電設備 | 334,831 | 使用済燃料再処理等準備引当金 | 7,463 |
| 変電設備 | 149,142 | 資産除去債務 | 73,725 |
| 配電設備 | 387,985 | 雑固定負債 | 3,754 |
| 業務設備 | 84,016 | | |
| 休止設備 | 22,712 | **流動負債** | **477,648** |
| **附帯事業固定資産** | **190** | １年以内に期限到来の固定負債 | 208,772 |
| **事業外固定資産** | **4,461** | 短期借入金 | 66,035 |
| **固定資産仮勘定** | **658,752** | 買掛金 | 46,793 |
| 建設仮勘定 | 639,510 | 未払金 | 19,260 |
| 除却仮勘定 | 1,156 | 未払費用 | 46,876 |
| 原子力廃止関連仮勘定 | 18,086 | 未払税金 | 18,979 |
| **核燃料** | **186,577** | 預り金 | 828 |
| 装荷核燃料 | 7,034 | 関係会社短期債務 | 53,195 |
| 加工中等核燃料 | 179,542 | 諸前受金 | 16,087 |
| **投資その他の資産** | **265,367** | 雑流動負債 | 819 |
| 長期投資 | 82,891 | | |
| 関係会社長期投資 | 40,163 | **引当金** | **73,926** |
| 使用済燃料再処理等積立金 | 50,225 | 渇水準備引当金 | 934 |
| 長期前払費用 | 15,064 | 原子力発電工事償却準備引当金 | 72,991 |
| 前払年金費用 | 23,711 | | |
| 繰延税金資産 | 53,347 | **負債合計** | **2,419,520** |
| 貸倒引当金（貸方） | △ 36 | | |
| **流動資産** | **376,907** | **株主資本** | **431,817** |
| 現金及び預金 | 126,247 | **資本金** | **185,527** |
| 売掛金 | 78,889 | **資本剰余金** | **16,728** |
| 諸未収入金 | 8,861 | 資本準備金 | 16,676 |
| 短期投資 | 83,000 | その他資本剰余金 | 51 |
| 貯蔵品 | 54,937 | **利益剰余金** | **244,078** |
| 前払金 | 5 | 利益準備金 | 46,381 |
| 前払費用 | 1,565 | その他利益剰余金 | 197,696 |
| 関係会社短期債権 | 10,569 | 海外投資等損失準備金 | 15 |
| 繰延税金資産 | 8,682 | 特定災害防止準備金 | 56 |
| 雑流動資産 | 4,568 | 別途積立金 | 152,000 |
| 貸倒引当金（貸方） | △ 419 | 繰越利益剰余金 | 45,625 |
| | | **自己株式** | △ **14,517** |
| | | **評価・換算差額等** | **16,908** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 17,077 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 169 |
| | | **純資産合計** | **448,725** |
| **合計** | **2,868,246** | **合計** | **2,868,246** |

# 損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **営業費用** | **1,161,352** | **営業収益** | **1,221,848** |
| 電気事業営業費用 | 1,111,076 | 電気事業営業収益 | 1,170,805 |
| 水力発電費 | 22,360 | 電灯料 | 411,879 |
| 汽力発電費 | 443,464 | 電力料 | 635,207 |
| 原子力発電費 | 47,851 | 地帯間販売電力料 | 9,018 |
| 内燃力発電費 | 3,632 | 他社販売電力料 | 40,207 |
| 新エネルギー等発電費 | 550 | 託送収益 | 4,988 |
| 地帯間購入電力料 | 1,370 | 事業者間精算収益 | 2,163 |
| 他社購入電力料 | 252,915 | 再エネ特措法交付金 | 56,046 |
| 送電費 | 50,187 | 電気事業雑収益 | 11,294 |
| 変電費 | 28,042 | | |
| 配電費 | 95,081 | | |
| 販売費 | 33,386 | | |
| 休止設備費 | 3,362 | | |
| 一般管理費 | 60,097 | | |
| 再エネ特措法納付金 | 34,969 | | |
| 電源開発促進税 | 22,903 | | |
| 事業税 | 11,736 | | |
| 電力費振替勘定（貸方） | △ 839 | | |
| 附帯事業営業費用 | 50,276 | 附帯事業営業収益 | 51,043 |
| ＬＮＧ供給事業営業費用 | 45,712 | ＬＮＧ供給事業営業収益 | 46,424 |
| 石炭販売事業営業費用 | 3,086 | 石炭販売事業営業収益 | 3,141 |
| 蒸気供給事業営業費用 | 1,477 | 蒸気供給事業営業収益 | 1,477 |
| 営業利益 | (60,495) | | |
| **営業外費用** | **28,042** | **営業外収益** | **17,425** |
| 財務費用 | 23,110 | 財務収益 | 9,340 |
| 支払利息 | 22,802 | 受取配当金 | 8,103 |
| 社債発行費 | 307 | 受取利息 | 1,237 |
| 事業外費用 | 4,932 | 事業外収益 | 8,085 |
| 固定資産売却損 | 234 | 固定資産売却益 | 340 |
| 雑損失 | 4,697 | 雑収益 | 7,744 |
| **当期経常費用合計** | **1,189,395** | **当期経常収益合計** | **1,239,274** |
| **当期経常利益** | **49,879** | | |
| **渇水準備金引当又は取崩し** | **566** | | |
| 渇水準備金引当 | 566 | | |
| **原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し** | **1,882** | | |
| 原子力発電工事償却準備金引当 | 1,882 | | |
| **税引前当期純利益** | **47,430** | | |
| **法人税等** | **17,123** | | |
| 法人税等 | 539 | | |
| 法人税等調整額 | 16,584 | | |
| **当期純利益** | **30,306** | | |

# 株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | | |
| | | | | | 海外投資等損失準備金 | 特定災害防止準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当事業年度期首残高 | 185,527 | 16,676 | 52 | 46,381 | 21 | 49 | 189,000 | 4,608 | △14,491 | 427,826 | 10,856 | △ 63 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | △ 8,155 | | △ 8,155 | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 185,527 | 16,676 | 52 | 46,381 | 21 | 49 | 189,000 | △ 3,546 | △14,491 | 419,670 | 10,856 | △ 63 |
| 当事業年度変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 海外投資等損失準備金の積立 | | | | | 0 | | | △ 0 | | − | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | | | | | △ 6 | | | 6 | | − | | |
| 特定災害防止準備金の積立 | | | | | | 6 | | △ 6 | | − | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | | △37,000 | 37,000 | | − | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △18,133 | | △18,133 | | |
| 当期純利益 | | | | | | | | 30,306 | | 30,306 | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △ 28 | △ 28 | | |
| 自己株式の処分 | | | △ 0 | | | | | | 2 | 2 | | |
| 株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額） | | | | | | | | | | | 6,221 | △ 106 |
| 当事業年度変動額合計 | − | − | △ 0 | − | △ 6 | 6 | △37,000 | 49,171 | △ 25 | 12,146 | 6,221 | △ 106 |
| 当事業年度末残高 | 185,527 | 16,676 | 51 | 46,381 | 15 | 56 | 152,000 | 45,625 | △14,517 | 431,817 | 17,077 | △ 169 |

（注）資本剰余金，利益剰余金，評価・換算差額等及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 濱　田　芳　弘 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 前　田　貴　史 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福　田　真　也 | ㊞ |

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，中国電力株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号）が施行され，会社は当連結会計年度より改正後の「電気事業会計規則」を適用している。

当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 濱　田　芳　弘 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 前　田　貴　史 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福　田　真　也 | ㊞ |

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，中国電力株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの平成26年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号）が施行され，会社は当事業年度より改正後の「電気事業会計規則」を適用している。

当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）における取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の結果，監査役全員の一致した意見として，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は，当該事業年度の監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか，取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，考査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要により説明を求めました。子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月19日

中国電力株式会社　監査役会

| | |
|---|---|
| 常任監査役(常勤) | 井　上　一　男 ㊞ |
| 監査役(常勤) | 為　汲　一　彦 ㊞ |
| 監査役(社外監査役) | 渡　辺　一　秀 ㊞ |
| 監査役(社外監査役) | 佐　藤　正　夫 ㊞ |
| 監査役(社外監査役) | 野曽原　悦　子 ㊞ |

以　上

# 株主総会参考書類

議案および参考事項

**＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞**
**第１号議案から第３号議案までは，会社提案によるものであります。**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

剰余金の処分にあたっては，中長期的な設備投資計画や収支動向等も勘案し，１株につき50円の安定配当を継続するとともに，経営基盤の強化に活用し当社の持続的発展による企業価値の向上を通じて株主のみなさまに還元させていただきたいと考えております。

つきましては，配当金は，昨年11月，１株につき25円の中間配当をお支払いしておりますが，期末配当も次のとおり１株につき25円といたしたいと存じます。また，別途積立金は，経営基盤の強化に資するために次のとおり積み立てたいと存じます。

１．期末配当に関する事項
⑴　配当財産の種類
　　金銭
⑵　配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社株式１株につき金25円　総額9,066,472,225円
⑶　期末配当が効力を生じる日
　　平成27年６月26日
２．その他の剰余金の処分に関する事項
⑴　増加する剰余金の項目およびその額
　　別途積立金　　4,000,000,000円
⑵　減少する剰余金の項目およびその額
　　繰越利益剰余金　　4,000,000,000円

**第２号議案**　取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は，次のとおりであります。

（五十音順）

| | 氏名（生年月日） | 略歴および地位・担当［重要な兼職の状況］ | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | いわさき　あきまさ<br>岩崎　昭正<br>（昭和31年３月21日生） | 昭和54年４月　当社入社<br>平成22年４月　当社電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長<br>平成23年６月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長<br>平成24年６月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長 兼．電源事業本部島根原子力本部島根原子力建設所長<br>平成26年６月　当社執行役員電源事業本部部長（原子力管理）<br>現在に至る | 4,200株 |
| 2 | おがわ　もりよし<br>小川　司徳<br>（昭和29年８月25日生） | 昭和53年４月　当社入社<br>平成22年６月　当社上席執行役員人材活性化部門長<br>平成24年６月　当社常務取締役人材活性化部門長<br>現在に至る | 8,500株 |
| 3 | かりた　ともひで<br>苅田　知英<br>（昭和23年８月17日生） | 昭和47年４月　当社入社<br>平成17年６月　当社取締役経営企画部門部長（経営計画）<br>平成18年６月　当社常務取締役経営企画部門長<br>平成19年２月　当社常務取締役経営企画部門長，企業再生プロジェクト長<br>平成20年２月　当社常務取締役経営企画部門長<br>平成20年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長<br>平成22年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長<br>平成23年６月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長<br>平成25年６月　当社取締役社長<br>現在に至る | 30,325株 |

| | 氏名<br>（生年月日） | 略歴および地位・担当<br>〔重要な兼職の状況〕 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 4 | さこたに　あきら<br>迫谷　章<br>（昭和26年10月10日生） | 昭和52年４月　当社入社<br>平成22年６月　当社上席執行役員電源事業本部副本部長<br>兼．部長（総括）<br>平成23年６月　当社常務取締役広報・環境部門長<br>平成24年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，管財部門長<br>平成25年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，上関原子力立地プロジェクト長<br>現在に至る | 8,200株 |
| 5 | しみず　まれしげ<br>清水　希茂<br>（昭和27年２月19日生） | 昭和49年４月　当社入社<br>平成21年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長<br>平成23年６月　当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長，エネルギア総合研究所長<br>平成24年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長<br>平成25年６月　当社取締役副社長電源事業本部長<br>現在に至る | 20,000株 |
| 6 | せがわ　ひろし<br>畝川　寛<br>（昭和30年３月６日生） | 昭和53年４月　当社入社<br>平成21年６月　当社執行役員情報通信部門部長（事業企画）<br>平成24年１月　当社退職<br>平成24年１月　中国企業㈱取締役社長<br>平成26年６月　同　退任<br>平成26年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長<br>現在に至る | 2,502株 |

| | 氏名（生年月日） | 略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 7 | たむら　ひろあき<br>田村　浩章<br>（昭和18年８月24日生） | 平成17年６月　宇部興産㈱代表取締役社長，社長執行役員グループＣＥＯ<br>平成22年４月　宇部興産㈱取締役会長<br>平成25年５月　山口県経営者協会会長<br>現在に至る<br>平成25年６月　当社取締役<br>現在に至る<br>平成25年６月　㈱山口フィナンシャルグループ社外取締役<br>現在に至る<br>平成26年６月　宇部興産㈱相談役<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>山口県経営者協会会長<br>㈱山口フィナンシャルグループ社外取締役 | 1,700株 |
| 8 | のぶすえ　かずゆき<br>信末　一之<br>（昭和29年７月２日生） | 昭和52年４月　当社入社<br>平成22年６月　当社上席執行役員東京支社長<br>平成23年６月　当社常務取締役経営企画部門長<br>平成24年６月　当社常務取締役経営企画部門長，広報部門長<br>平成26年６月　当社取締役副社長お客さまサービス本部長<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>㈱中電工社外監査役 | 11,300株 |
| 9 | ひらの　まさき<br>平野　正樹<br>（昭和28年４月23日生） | 平成18年１月　経済産業省通商政策局通商交渉官<br>平成18年７月　同　退官<br>平成18年７月　電気保安協会全国連絡会議専務理事<br>平成21年６月　同　退職<br>平成21年６月　当社執行役員経営企画部門部長（電源調達）<br>平成23年６月　当社上席執行役員経営企画部門部長（設備・技術）<br>平成24年６月　当社上席執行役員環境部門長 兼．エネルギア総合研究所長<br>平成25年６月　当社常務取締役環境部門長，情報通信部門長，エネルギア総合研究所長<br>現在に至る | 4,700株 |

| | 氏名（生年月日） | 略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 10 | ふるばやし　ゆきお<br>古林　行雄<br>（昭和28年３月９日生） | 昭和52年４月　当社入社<br>平成21年６月　当社執行役員電源事業本部部長（原子力）<br>平成23年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長<br>現在に至る | 11,018株 |
| 11 | まつおか　ひでお<br>松岡　秀夫<br>（昭和30年９月30日生） | 昭和54年４月　当社入社<br>平成22年６月　当社執行役員流通事業本部副本部長 兼．部長（総括）<br>平成24年６月　当社執行役員流通事業本部副本部長<br>平成26年６月　当社常務取締役流通事業本部長<br>現在に至る | 3,500株 |
| 12 | まつむら　ひでお<br>松村　秀雄<br>（昭和30年９月９日生） | 昭和53年４月　当社入社<br>平成20年６月　当社執行役員コンプライアンス推進部門部長（総務）<br>平成24年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長<br>平成26年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長，管財部門長<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>広島ガス㈱社外取締役 | 7,000株 |
| 13 | もりまえ　しげひこ<br>森前　茂彦<br>（昭和29年７月24日生） | 昭和53年４月　当社入社<br>平成21年６月　当社執行役員電源事業本部部長（燃料）<br>平成23年６月　当社執行役員鳥取支社長<br>平成24年２月　当社執行役員鳥取支社長 兼．電源事業本部島根原子力本部副本部長<br>平成25年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長<br>平成26年６月　当社常務取締役経営企画部門長，広報部門長<br>現在に至る | 5,300株 |

| | 氏名（生年月日） | 略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 14 | やました　たかし<br>山下　隆<br>（昭和18年11月20日生） | 昭和41年４月　当社入社<br>平成11年６月　当社取締役広報部長<br>平成13年６月　当社常務取締役企画室長<br>平成13年７月　当社常務取締役企画室長，経営管理システム開発室長<br>平成13年10月　当社常務取締役経営企画室長，経営管理システム開発室長<br>平成15年６月　当社取締役副社長<br>平成16年６月　当社取締役副社長経営企画部門長，エネルギア事業部門長，エネルギア事業部門エネルギア事業推進室長，情報通信部門長<br>平成17年６月　当社取締役副社長電源事業本部長，情報通信部門長<br>平成18年６月　当社取締役社長<br>平成23年２月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長<br>平成23年６月　当社取締役会長<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>中国経済連合会会長 | 38,603株 |
| 15 | わたなべ　のぶお<br>渡部　伸夫<br>（昭和29年10月31日生） | 昭和52年４月　当社入社<br>平成20年６月　当社執行役員経営企画部門部長（経営計画）<br>平成23年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長<br>平成25年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部副本部長，島根支社長<br>現在に至る | 8,000株 |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項

⑴　田村浩章氏は社外取締役候補者であります。

⑵　田村浩章氏につきましては，経営にかかわる高い識見と社外での豊富な経験を活かし，当社経営に関して客観的な視点から有益なご意見をいただくことを期待し，社外取締役として選任をお願いするものであります。

⑶　田村浩章氏は，現在，当社の社外取締役であり，社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって２年であります。

⑷ 当社は，田村浩章氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。本総会において同氏の選任が承認可決された場合，当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

⑸ 田村浩章氏につきましては，東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

⑹ その他特記すべき事項はありません。

**第３号議案**　監査役１名選任の件

監査役井上一男氏は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお，本議案の提出については，監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は，次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴および地位<br>〔重要な兼職の状況〕 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|
| いのうえ　かずお<br>井上　一男<br>（昭和29年９月12日生） | 昭和52年４月　当社入社<br>平成21年６月　当社執行役員岡山支社長<br>平成23年６月　当社監査役（常勤）<br>平成26年６月　当社常任監査役（常勤）<br>現在に至る | 5,949株 |

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞**

**第４号議案から第８号議案までは，株主（87名）からのご提案によるものであります。**
**なお，提案株主の議決権の数は，794個であります。**

**第４号議案**　定款一部変更の件（１）

定款の前文

**▼提案の内容**

定款に，第１章総則の前文として，下記の事項を設ける。

中国電力株式会社定款

あなたとともに，地球とともに
社会から愛され信頼されるエネルギアをめざして，この定款を定める。

２　当社は１９５１年5月１日の設立以来，６０年以上にわたり電気事業を通じて社会の持続的な発展に貢献してきた。しかし，２０１４年４月に国の「エネルギー基本計画」が閣議決定され，２０１５年度からは電力の自由化時代が始まるなど，電気事業は大きな変革期を迎えている。

電気事業を取り巻く環境の変化をふまえ，将来にわたり「良質で低廉な電気を安定的に供給する」ことが重要であり，設備面においては，安全の確保(Safety)を大前提に，安定供給(Energy Security)，経済性(Economic Efficiency)，環境への適合(Environment)の３つのＥの同時達成を目指す「Ｓ＋３Ｅ」の観点から，再生可能エネルギー，原子力，火力，水力などそれぞれの電源の特性を活かしながら，バランスのとれた電源構成の実現に取り組みを進めてきた。

しかし，２０１１年3月１１日に発生した福島原発事故後の状況をふまえれば，原子力は，事故が起こると長期間停止するという他の電源にはないリスクがあり安定供給性に優れているわけではない。我が国始まって以来，最大の公害・環境汚染となった放射能汚染のリスクがあるのは原子力だけである。

３　ここで公的企業の製造責任が問われてくる。日本の企業の成長は，環境を破壊し，健やかに暮らしている人々に多くの犠牲を強いてきた歴史があることを鑑みてみよう。明治時代期における富国強兵・殖産興業に於いては，古河鉱業（現・古河機械金属）の銅採掘・精錬での足尾鉱毒事件を起こした。太平洋戦争後に於ける，高度経済成長・工業化時代の公害の発生，その最たるものが新日本窒素肥料（現・チッソ）が水俣病の発症に加担したことである。そして，大量生産，巨大化，集中化の中で，東京電力による福島第一原子力発電所事故（以

下，福島第一原発事故）があった。これらの過去の悪しき行為の反省にたって，当社は，電気生産を担う製造責任を果たして，二度と同じような過ちを繰り返さないために，過去の教訓に学び，原子力発電から撤退することを宣言する。

４　原発事故の損害賠償費用は莫大であり，事故収束・廃炉にも長期間にわたって多額の費用が必要であり，経済的に成り立たない。また原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは，福島第一原発事故を通じて十分に明らかになった。原子力発電は，供給安定，燃料の経済性，環境性に優れた発電方式としてきたが，その原子力開発の必要性の根拠はなくなった。

５　今後予想される電気事業における競争環境をふまえ，原子力から撤退することで競争力を確保し，企業価値の向上に向け，人と技術の力で新たな価値を『創造』し，継続的に成長していく。この上にたって，株主，お客さま，地域社会等から信頼され，安心できる企業として選択され続けることをめざしていく。

**▼提案の理由**

当社の主要事業である電気事業は，今年度から設立以来大きな節目の時代を迎えます。それは言うまでもなく，電力事業の完全自由化への流れであり，２０２０年を目途に行われる発送電の分離です。

これまでの地域独占の状況は一変し，本格的な競争時代への突入です。

地域住民に嫌われながらも，超多額な費用と人材を使って，また３０年～４０年もの期間を要しながら，原子力発電所の建設を進めるというこれまでの手法は，時代遅れの象徴です。

全面的な競争時代に突入する中では，これまでの考えを大きく転換しなければなりません。その根底の思想は，地域住民から愛され信頼される事業者となることです。

原子力発電所のようなものを，強引に建設する時代ではありません。

消費者から安心と信頼の中で，当社がいつまでも選ばれる電気事業者として前進するために，全社一丸となって心新たにスタートする時です。そのために，当社定款の前文に上記の宣言を掲げます。

**○取締役会の意見**

**取締役会としては，本議案に反対いたします。**

資源の乏しいわが国において，低廉で安定した電力を供給していくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく，各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが重要であります。原子力につきましては，国のエネルギー政策において，供給安定性，経済性，環境保全の観点から重要な役割を担うベースロード電源と位置付けられており，全面自由化といった競争環境下においても，民間事業者が主体的に事業を行っていくための政策措置について検討を進めていくとされております。当社としても，原子力は安全の確保を大前提

に引き続き活用していく必要があると考えており，新たな知見にも適切に対応しながら安全確保に万全を期し，みなさまに安心していただける発電所となるよう引き続き取り組んでまいります。

また，当社の基本的な使命は，電気事業等を通じて，社会の一員としての責務を果たし，社会の持続的な発展に貢献していくことであり，その基盤は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会をはじめとする多くの方々からの信頼であると考えております。

こうした認識のもと，当社はかねてより「企業理念」や「エネルギアグループＣＳＲ行動憲章」等を定め，すべての役員・社員が，社会から信頼され，選択される企業グループとなることを目指して取り組んでおります。

したがって，ご提案のような前文を定款に規定する必要はないと考えます。

**第５号議案**　定款一部変更の件（２）

原子力部門の清算・廃炉会社の創設及び原発廃炉事業

**▼提案の内容**

定款に，第７章として，「原子力部門の清算・廃炉会社の創設及び原発廃炉事業」を追加する。

第７章　原子力部門の清算・廃炉会社の創設及び原発廃炉事業

第４７条　原子力発電所の新増設及び新たな運転は行わず，既設原子力発電は廃炉とする。

２　島根原発３号機は，核燃料を装荷せずに廃炉事業研修施設として活用する。

３　上関原発建設計画において投資した費用は，負債として清算・廃炉会社で引き継ぎ，建設計画の白紙撤回を宣言する。

第４８条　原子力部門の清算事業および廃炉事業は，新たに清算・廃炉会社を創設し，この会社において実施する。

第４９条　新たに創設された清算・廃炉会社の運営費用には，使用済燃料再処理等積立金，原子力発電施設解体引当金，使用済燃料再処理等引当金，使用済燃料再処理等準備引当金，原子力発電工事償却準備引当金を取り崩し分担する。

**▼提案の理由**

福島第一原発は，事故後４年が経過しても汚染水流出を止めることができず，収束には程遠い状態が続いています。そして，現在においても１２万人を超える人々が故郷を追われ，苦悩に満ちた避難生活を送り続けています。

当社は様々な安全対策をとっていますが，規制基準適合性確認審査を行う原子力規制委員会は「原発の安全性について審査していない」と明言し，島根原発周辺住民の安全な暮らしを脅かし続けています。

建設計画が継続している上関においても，住民の不安を掻き立てています。

地域住民から信頼を得るためには，福島を繰り返してはなりません。原子力発電は，きっぱりと中止しなければなりません。そして，廃炉事業については使用済み核燃料の安全な管理も含めて様々な課題を抱えており，長期に及ぶ事業となります。その責任を遂行するために清算・廃炉会社を創設し，使用済み燃料再処理に係わる引当金等を取り崩し資金を充当して行うこととします。

**○取締役会の意見**

**取締役会としては，本議案に反対いたします。**

電力の供給安定性や経済性，環境保全の観点から特定の電源に偏らないバランスのとれた電源構成を実現していくことが必要であり，当社としては，原子力発電については，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも，安全確保を大前提に，一定の比率で活用していく必要があると考えております。

島根原子力発電所につきましては，原子力規制委員会が策定した新規制基準に確実に対応するとともに，世界最高水準の安全性を不断に追求し，地域のみなさまのご理解を得ながら再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

また，新規原子力である上関原子力発電所の開発は，島根１号機の廃止を考慮すると，これまで以上に重要な経営課題であり，早期に着手できるよう，引き続き取り組んでまいります。

島根１号機の廃止につきましては，廃止措置計画を策定し，国の認可を受けたうえで，安全確保を最優先に，当社が責任を持って取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

**第６号議案**　定款一部変更の件（３）

原発事故避難対策事業の創設

**▼提案の内容**

定款に，第８章として，「原発事故避難対策事業の創設」を追加する。

第８章　原発事故避難対策事業の創設

第５０条　本会社は，原発事故避難計画を電力会社の責任によって費用の支出や事業対応を行う。

第５１条　原発を運転しなくても，原発サイトは残るので，使用済み燃料保管時の事故対策を行う。

第５２条　本事業は，原発事故や原発震災による避難計画の策定をして，そのための費用を負担する。

**▼提案の理由**

福島第一原発事故は，今なお，放射線量が高く，帰還困難市町村や地区があり，原発事故の重大さを残しています。また，放射線量の放出が予見されなくて，避難も個人の判断で大混乱し，健康被害を後世におよぼすという最悪の人体実験の有り様でした。

今後，避難計画の策定は，各自治体に任せるとのことです。中国電力島根原発の避難計画を，島根県が２０１２年１１月に作成したものによると，避難者が約４０万人出る予測で，島根県だけではなく，隣接の岡山県で約１０万人，広島県で約１７万人を受け入れるという内容です。そのため，多くの人的な仕事と費用を必要とし，負担は各自治体なのです。

原発がなければ，避難ということを考える必要もないのです。受け入れる自治体が余分な出費を強いられないのです。原発への事故対策や発生時の対応を，他の機関に任せることはできません。

会社が事故発生の全責任で避難対策事業の一切をやることを提案するものです。

**○取締役会の意見**

**取締役会としては，本議案に反対いたします。**

当社は，原子力規制委員会が策定した新規制基準等に基づき，島根原子力発電所で事故を起こすことがないよう安全確保に万全を期しております。

原子力防災につきましては，当社は，原子力災害対策特別措置法に基づき，原子力災害の発生・拡大の防止および復旧を図るために必要な業務に関し，原子力事業者防災業務計画を作成しており，この中で関係自治体と協調し防災情報の収集・提供等相互連携を図ることとしております。また，これらの計画を着実に履行するため，様々な訓練を繰り返し実施しております。

一方，関係自治体において策定される原子力防災計画につきましても，当社は，事業者としての役割を果たしてまいる所存であり，今後も関係自治体からのご要望等に対して，真摯に対応してまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

**第７号議案**　定款一部変更の件（４）

電気事業の事業別規定

**▼提案の内容**

定款に，第１章総則の第２条（目的）第１号の「電気事業」の中に，事業別規定を新設する。

第１章　総則

（目的）

第２条　本会社は，次の事業を営むことを目的とする。

（１）電気事業

ａ．発電事業

（ａ）再生可能エネルギーを中心にした発電事業を行う。

（ｂ）原子力発電所による発電事業は行わず，原子力施設は廃棄とする。

（ｃ）電力自由化に対応するため，高圧送電線を要しない小規模・分散型発電事業を積極的に展開する。

ｂ．電力販売事業

（ａ）発電から配電まで，再生可能エネルギーによる電力の販売を行う。

（ｂ）再生可能エネルギー発電を推進するために，「スマートグリッド方式」の導入を積極的に行う。

**▼提案の理由**

２０１１年3月１１日に発生した福島第一原発事故により，原発の安全性や安定性，環境への適合性は完全に崩壊しました。また，ここ１年９か月，原発無しで電力需要を賄ってきました。

原発による発電は中止し，電気需要者との効果的な電力調整を行う「スマートグリッド方式」の導入，自然と一体した再生可能エネルギーによる発電を積極的に推し進めていきます。「安心，安全，安定」のクリーンな電力会社としてイメージアップを図ります。これによって多くの顧客を獲得するとともに，株主からの信頼を得られることをめざします。

全国他社に先駆けてクリーン電力を販売することは，原子力発電の割合が低かった当社にあって可能な方策であり，この利点を生かし新時代の発展的で，安定した電力事業経営を行うものだと考えます。これらは，電気事業の大変革時代に対応するものとなります。電力を原発や大型火力によって発電し，送電する時代の終焉にも対応します。

**○取締役会の意見**

**取締役会としては，本議案に反対いたします。**

資源の乏しいわが国においては，安全確保を大前提に，電力の供給安定性や経済性，環境保全の観点から，再生可能エネルギー，原子力，火力といった各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが重要であります。

再生可能エネルギーにつきましては，エネルギー自給率の改善や地球環境負荷低減の観点から貴重なエネルギーと認識しており，引き続き普及拡大に取り組んでまいりますが，経済性や供給安定性の課題を踏まえると，現時点においては，再生可能エネルギーを中心とした発電事業によりお客さまに低廉で安定した電気をお届けすることは困難と考えます。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

**第８号議案**　定款一部変更の件（５）

再生エネルギーの販路拡大事業

**▼提案の内容**

定款に，個人消費者が再生エネルギーの電気を買えるように，第１章総則の第２条（目的）に，「再生エネルギーの販路拡大事業」を新設する。

そのために，第１章総則の第２条（目的）に第（１２）号を追加し，現（１２）号は，第（１３）号に繰り下げる。

第１章　総則

（目的）

第２条　本会社は，次の事業を営むことを目的とする。

（１２）再生エネルギーの販路拡大事業

**▼提案の理由**

日本の人口は，２０２０年を境にして急速に減少してくるとされています。今後，大量の電力使用は期待されません。

また，東京電力福島第一原発事故以後は，危険な原発による電気の選択をしたくないと多くの人が考えてきています。しかしながら，今なお政府・電力会社は，安定供給，地球温暖化防止のためにという屁理屈を使って，原発を維持し原発による電力の供給をしようとしています。

消費者の多くは，環境に配慮しないもの，危険性の高い電源を選びたくないという意識を強く持っています。こういうニーズに応えるためには，再生エネルギーを，誰でも，どこでも，選択できるような事業をめざしていくことが求められています。

２０１６年度から，電力事業は完全に小売りの自由化が行われます。ますます選択肢が拡がり，既存の電力会社から離脱していく消費者が多くなります。

消費者が安心で安全な電力を買えるような，電力販売会社に転換していくことにします。

**○取締役会の意見**

**取締役会としては，本議案に反対いたします。**

再生可能エネルギーにつきましては，エネルギー自給率の改善や地球環境負荷低減の観点から貴重なエネルギーと認識しておりますが，一方では，出力が天候など自然条件に左右されやすいといった課題があることから，原子力，火力などの各種電源と組み合わせてバランスよく活用していくことが重要であると考えております。そのため，当社としては，現時点で再生可能エネルギーに限定した電力販売を行う予定はありません。

なお，電力の小売全面自由化に向けた対応といたしましては，引き続き，お客さまの様々なニーズに沿った料金メニューやサービスの充実などに積極的に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

以　上

# 株主総会会場ご案内

会　　場　　広島市中区小町４番33号
当社本店（大会議場）

最寄り電車・バス停　「中電前」

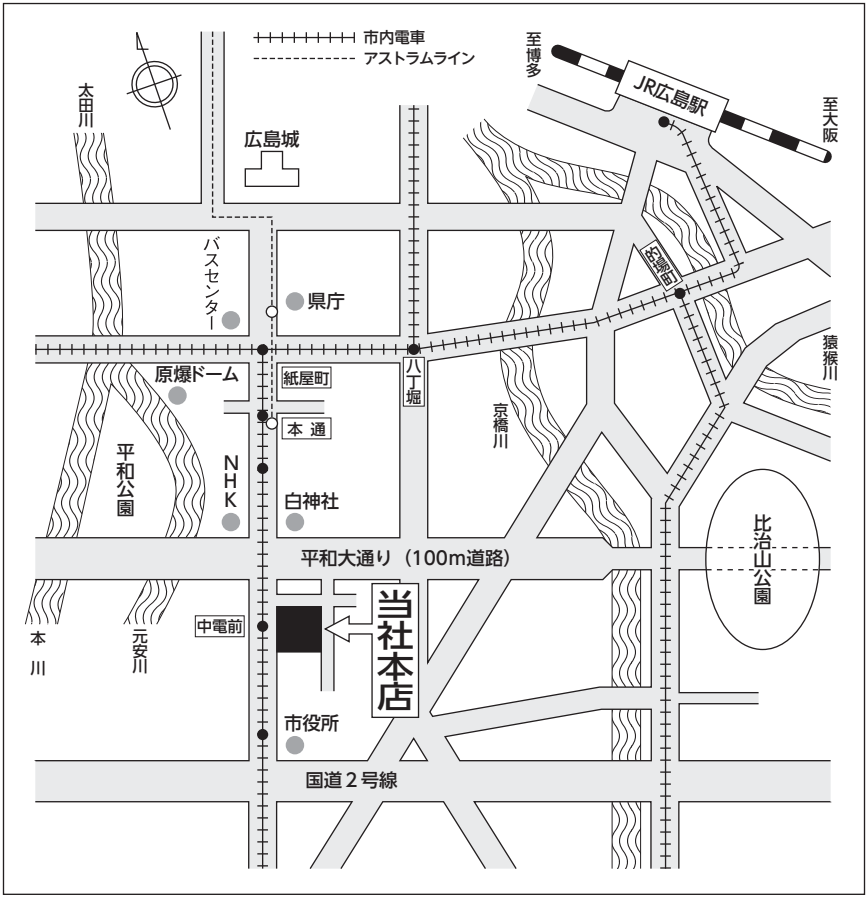


公共交通機関等をご利用いただき，お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。